令和3年度 商店街等モデル創出普及事業

商店街サポーター登録制度

**１．概要**

商店街は、地域住民の買い物の場や地域コミュニティの担い手として重要な機能を有しています。一方、近年は店主の高齢化による後継者問題や空き店舗増加、コロナ禍での売上げ低下など、様々な課題に直面しています。

これらの様々な課題に対応するためには、商店街活性化のノウハウを有する専門家や民間企業等（以下「商店街サポーター」という）と商店街等組織が連携することも効果的です。

そこで、大阪府では、大阪府商店街等モデル創出普及事業の一環として、「商店街サポーター」を募集・登録し、府内の商店街からの相談に応じて「商店街サポーター」を紹介する取組みを進めています。

**２．商店街サポーターについて**

（１）登録の基準

大阪府における感染症対策の知識および商店街活性化のノウハウを有する者（商店街等に対する支援実績を有する者）のうち、次の＜１＞＜２＞いずれかに該当し、事務局に登録届を提出する者とします。

＜１＞　コンサルタント、中小企業診断士、広告代理店、イベント制作企業、大学等

＜２＞　大阪府の商店街サポーターまたは大阪府が育成したスタートアップ企業等

（２）求めるサポート内容

府内の商店街からの相談に応じて、登録済みの商店街サポーターをご紹介させていただきます。ご紹介後、商店街等組織からの連絡を受け、どのようにノウハウを提供するか、直接ご相談ください。

（３）ご留意事項

・　この登録は、商店街への紹介を確約させていただくものではありません。

・　本事業事務局では、商店街からの相談に応じて、商店街サポーターを紹介させていただきます。なお、商店街との連絡調整やノウハウ提供に係る謝礼等の一切の費用は負担いたしません。

・　商店街サポーターの活動中の事故等について、本事業事務局はその補償について一切責任を負いません。

**３．登録手続き**

「登録届」に必要事項を記入の上、電子メールにて下記に提出してください。

|  |
| --- |
| 【問合せ先】大阪府商店街等モデル創出普及事業事務局（大阪府商店街振興組合連合会・(株)産経アドス）住所 〒556-0017　大阪市浪速区湊町2-1-57　難波サンケイビルTEL 06-6636-1036メールアドレス supporters@mamorou-osaka-shotengai.com |